

住宅改修費支給申請にかかる理由書作成及び 支給申請支援に関する住宅改修支援費支給

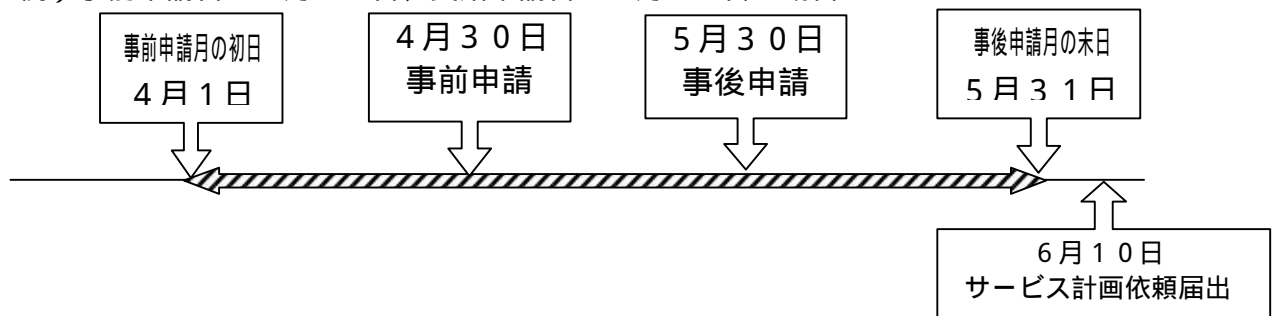
市に理由書作成及び支給申請支援を実施する旨を届け出た事業所が、居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の提供を受けていない要介護（支援）者について、住宅改修支給費申請にかかる理由書作成及び支給申請の支援を行った、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、1件あたり2,000円の助成金を支払います。

【対象となる人】

- (1) 「宇治市居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼届出書」が、住宅改修の事前申請月の初日から事後申請月の末日までを通じ提出されていない人

<居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要介護（支援）者の定義>

例) 事前申請日：4月30日、支給申請日：5月30日の場合



- (2) サービス計画作成依頼届出のある介護サービス事業所以外のケアマネジャー等が理由書作成した人
- (3) サービス計画作成依頼届出をしても、居宅介護サービス計画費の支給を受けていない人

ただし、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）から業務委託を受け、理由書作成した場合は、助成金の支給対象外です。

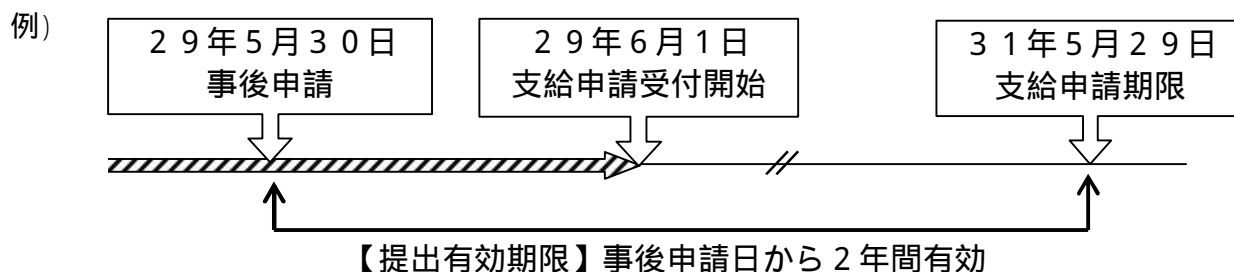
【申請手続きについて】

住宅改修支援を行うサービス事業所は、住宅改修支援費にかかる支給申請の手続きを行う前に「実施（変更）届」（第1号様式）の提出が必要となります。実施（変更）届を提出された事業所は、公開を希望された場合、「介護保険住宅改修理由書作成支援実施事業所一覧」に掲載され、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要介護（支援）者に情報を提供いたします。

実施（変更）届は、事業所ごとの提出となります。

実施（変更）届の有効期限は設けません。実施届の取り下げ手続きをもって有効期限が終了します。

住宅改修支援費の支給を受けようとする介護サービス事業所は、事後申請が終了した翌月1日から「支給申請書」（第2号様式）を提出してください。提出有効期限は、事後申請日から2年間となります。（できる限り速やかな提出をお願いします）



「支給申請書」（第2号様式）による申請があったときは、宇治市介護保険課において内容を審査し、支給対象と認める場合は、支給決定通知書により申請者に通知します。

支給決定通知書を受け取った後、請求書（要押印）を提出してください。

【支払い方法について】 又は のいずれか

「口座振込依頼書」の提出による振込口座の指定。

（毎年度手続きが必要です。）

振込口座が自事業所、法人以外の口座の場合は、「口座振替依頼書（委任状あり）」を利用ください。

「債権者口座登録」 債権者登録番号による振込口座の指定。

1. 宇治市ホームページ 申請書等ダウンロード 債権者口座登録のご案内より「債権者口座登録申請書」をダウンロードし、必要事項を記載の上、介護保険課へ提出してください。

2. 申請書提出後、後日会計室から「債権者登録番号」が文書でお知らせされますので、「債権者登録番号」の写しを介護保険課へ提出してください。

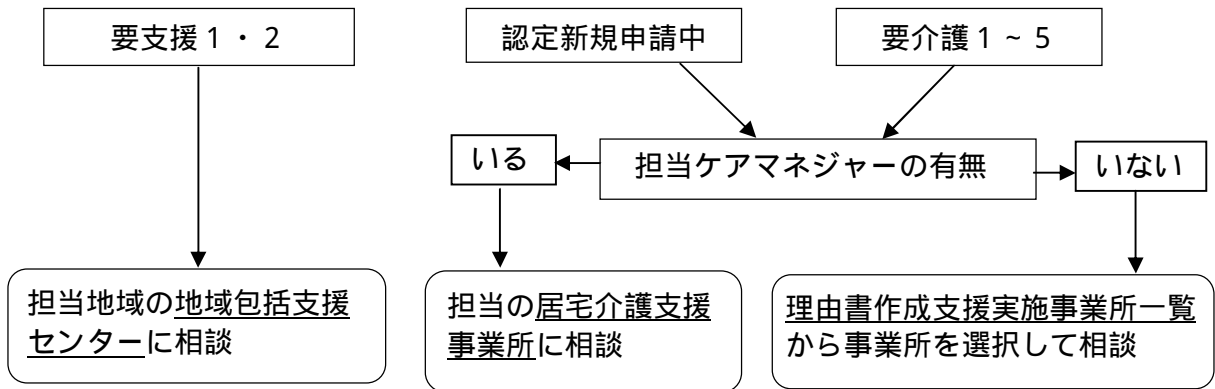
すでに債権者登録番号をお持ちの事業所は、「債権者登録番号」の写しを介護保険課へ提出してください。

債権者口座登録に関することは、宇治市会計室 0774 - 22 - 3141（内線 2503）へお問い合わせください。

「債権者口座登録」は、口座振込依頼書（要押印）の提出（毎年度必要）が不要になるなどの利点もあり、事務簡素化・効率化の観点から、できる限り債権者口座登録のご活用をお願いいたします。

支払いを受ける口座については、事業所口座もしくは、事業所が属する法人口座のいずれかになります。

【介護保険住宅改修相談手順】



認定新規申請中の場合、担当ケアマネジャーの有無を確認していただき、担当ケアマネジャーがいない場合は、「理由書作成支援実施事業所一覧」（給付係窓口、介護保険課ホームページ）から事業所を選択してください。